



# 島根県報

令和元年7月30日（火）

第 25 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

### 【告 示】

令和元年度第4次自衛官募集 (防災危機管理課) 2

指定施業要件の変更予定保安林（2件） (森 林 整 備 課) 3

保安林の指定の解除（2件） ( " ) 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( " ) 5

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の一部改正 (雇 用 政 策 課) 5

車両制限令の規定による国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に係る道路及び通行方法の指定 (道 路 維 持 課) 6

### 【特定調達公告】

広域情報通信ネットワーク機器及び警察本部庁舎ネットワーク機器の賃貸借及び付帯する導入業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (警 察 本 部) 6

### 【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部改正 7

### 【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 7

## 公布された条例等のあらまし

### ◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

#### 1 規則の概要

警察官が被疑者を護送する場合の船賃は、被疑者を護送する間に限り、本土と隠岐島の間又は隠岐郡内の水路旅行をするときには上級の運賃によることができることとした。（第9条第3項関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第27号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第3号中「中級」を「上級」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 告 示

### 島根県告示163号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和元年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

#### 2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

#### 3 応募締切

令和元年 9 月 13 日（金）

#### 4 試験期日・試験場

(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）・適性検査

令和元年 9 月 20 日（金）から同月 22 日（日）までのうち指定する一日

松江地方合同庁舎 松江市向島町134-10（電話番号0852（21）0015）

島根県出雲合同庁舎 出雲市大津町1139（電話番号0853（30）5509）

島根県浜田合同庁舎 浜田市片庭町254（電話番号0855（29）5505）

(2) 口述試験・身体検査

令和元年 9 月 27 日（金）から同月 28 日（土）までのうち指定する一日

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話番号0853（21）1045）

5 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

---

**島根県告示第164号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町馬路字イサリ松1733-8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町今福1416-2、1495-3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第165号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
江津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、江津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
江津市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第166号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町小国イ867-18、イ868-16、イ868-18からイ868-21まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第167号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
飯石郡飯南町頓原2343-2

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### 島根県告示第168号

平成31年島根県告示第296号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
益田市匹見町石谷ロ747内3	増野 常介

#### 島根県告示第169号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成29年島根県告示第406号）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

第1号中「17,900円」を「18,200円」に改める。

第2号の表中「17,900円」を「18,200円」に、「14,900円」を「15,100円」に、「13,100円」を「13,300円」に改める。

第3号の表中「8,900円」を「9,200円」に、「5,900円」を「6,100円」に、「4,100円」を「4,300円」に改める。

第4号の表中「11,900円」を「12,100円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「8,700円」を「8,900円」に改める。

第5号中「2,900円」を削り、同号に次の表を加える。

検 定 職 種	金 額
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、貴金属装身具製作、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示、フラワー装飾	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	2,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	2,900円

**島根県告示第170号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

令和元年 7 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	431号	島根県出雲市大島町56番3地先から同市長浜町3057番11地先まで
県道	東出雲馬潟港線	島根県松江市東出雲町出雲郷718番4地先から同町錦新町五丁目1番1号地先まで
県道	浜田港インター線	島根県浜田市熱田町194番1地先から同1758番5地先まで

## 2 指定期日

令和元年 7 月 31 日

## 3 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年 7 月 30 日

島根県警察本部長 今 村 剛

## 1 件名及び数量

広域情報通信ネットワーク機器及び警察本部庁舎ネットワーク機器の賃貸借及び付帯する導入業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

## 3 落札者を決定した日

令和元年 6 月 20 日

## 4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

## 5 落札金額

108,005,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特定公告を行った日

平成31年 4 月 26 日

## 島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

### 島根県病院局管理規程第 1 号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 7 月 30 日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第 2 条第 4 号中「平成18年島根県条例第65号」を「昭和41年島根県条例第61号」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、時差出勤勤務（始業及び終業の時刻を、職員の申告を考慮して同項に規定する時刻よりも早く、又は遅くすることにより、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う場合又は特別の事由がある場合における職員の勤務時間については、別に定める。

第16条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項中「第15条の 2」を「前条」に改める。

- 第22条第 4 項中「及び次項」を「から第 6 項まで」に改め、同条第 5 項中「前項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 管理者は、前項の規定により職員に年次有給休暇を時季を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、同項の規定により当該年次有給休暇を与えることを当該職員に明らかにした上で、その時季について当該職員の意見を聴かなければならない。この場合において、管理者は、当該職員から聴取した意見を尊重するよう努めなければならない。

第30条第11項中「第30条の 2」を「次条」に改める。

第37条中「（平成19年島根県条例第29号）」を削る。

第40条中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 30 日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

### 島根県公安委員会規則第 3 号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市道後谷 4 号線の項の次に次のように加える。

市道 工業団地 2 号線	松江市東出雲町錦浜583番地37先から松江市東出雲町錦浜583番地37先まで
市道 出雲郷・東灘線	松江市東出雲町錦新町一丁目 6 番 7 号先から松江市東出雲町錦浜583番地37先まで

#### 附 則

この規則は、令和元年 7 月 31 日から施行する。